

令和4年第3回定例会一般質問 小田川敦子

1、特別支援教育について

- (1) 特別支援教育について
- (2) 教員の専門性・指導力の向上について
- (3) 通級による指導の充実について
- (4) 多様性を尊重した共に学ぶ場の実現について
- (5) ICTの活用について
- (6) 校内及び学校と関係機関の連携に向けた取り組みについて

2、公共交通の充実について

- (1) 事業の実施・評価について
- (2) 「だれもが安全安心で利用しやすい公共交通環境を実現」するための取り組みについて

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画 第3次県立特別支援学校整備計画

一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進



特別支援教育の意義

平成19年4月1日付 文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

特別支援教育は、

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、
幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、
その持てる力を高め、

生活や学習上の困難を改善又は克服するため、

適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、

これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、

知的な遅れのない発達障害も含めて、

特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する

全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、

障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、

障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ

様々な人々が生き生きと活躍できる

共生社会の形成の基礎となるものであり、

我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を

持っている。

【用語】 インクルーシブ教育システム

平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の第24条では、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、**障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み**であるとしている。そのため、**障害のある者が**一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において、**無償の初等教育が受けられること、中等教育の機会が与えられること、**個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等を求めている。****

インクルーシブ教育システムの本質的な視点

インクルーシブ教育システムの本質的な視点

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように多様で柔軟な仕組みを整備することが重要

最も本質的な視点！！ 落とすはいけないポイント！！

- ①授業内容がわかる。
- ②学習活動に参加している実感・達成感を持つ。
- ③充実した時間を過ごしている。
- ④生きる力を身に付けていける。

障害のない子供

障害のある子供



同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように多様で柔軟な仕組みを整備することが重要

最も本質的な視点！！

落とすはいけないポイント！！

県内の公立特別支援学校在籍児童生徒数

(令和2年度と平成22年度 10年間の比較)



▶ 出典：第3次千葉県特別支援教育推進基本計画（令和4年3月策定）

県内の公立小・中学校の特別支援学級在籍児童生徒数

(令和2年度と平成22年度 10年間の比較)



▶ 出典：第3次千葉県特別支援教育推進基本計画（令和4年3月策定）

県内の公立小・中学校で通級による指導を受けている児童生徒数

(令和2年度と平成22年度 10年間の比較)



▶ 出典：第3次千葉県特別支援教育推進基本計画（令和4年3月策定）

【用語】 合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。学校における合理的配慮については、3観点11項目として示されている。

【用語】 学校における合理的配慮、3観点11項目

①教育内容・方法

①－1 教育内容

- ①－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①－1－2 学習内容の変更・調整

①－2 教育方法

- ①－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①－2－2 学習機会や体験の確保
- ①－2－3 心理面・健康面の配慮

【用語】 学校における合理的配慮、3観点11項目(続)

②支援体制

- ②－1 専門性のある指導体制の整備
- ②－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②－3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③－1 校内環境のバリアフリー化
- ③－2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮